

台灣における教育改革立法の背景と方向

郭 建宏

目次

- I. はじめに
- II. 教育改革運動の形成
- III. 現行の教育法制
- IV. 現行教育法制の下の様態
- V. 今後の改革方向と課題

I. はじめに

近年の台湾では教育改革を大幅に進めてきた。大胆とも言える教育実験は政治の民主化にも助けられ、全島各地で展開された。その代表例は今年(1999年)に制定された教育基本法や改正された国民教育法等が挙げられる。日本でも論争になっていた教育権論及び研究の進められている学校参加、学校選択等の制度論についても、台湾では、現行法で規定されることになり、制度化を進めようとしている。本稿では、事例を中心に現行制度の下における教育関係者の力関係の変化を解明し、教育改革立法の方向を考察しようとするものである。

II. 教育改革運動の形成

戦後、中国での内戦で敗れた國府軍と避難民などが次々と台湾に雪崩れ込んできた。1949年5月に戒厳令が敷かれた。それ以降でも、戦争状態は暫く続いていた。当時の政権は中国政府としての正統性を維持しようとして、戦時立法を多用してきた。憲法を棚上げにして臨時条項を作り、中国大陆出身の国会議員を終身議員にしてきた。1991年の改選までは、国会が健全に機能し得ない

状態が続き、憲法は当然のこと、法律も民意に基づく改正は困難となっていた。

1987年戒厳令が解除されるまで、教育に対する国家統制は教育をめぐる根源的な問題であったと思われる。

「300年間の台湾の教育はずっと政治の道具や手段として利用されてきた。政治の統制やイデオロギーの影響から抜けられなかった」¹⁾とのように、中立性についての問題は既に多く指摘されてきた。

政治運動が一定の成果を上げた80年代後半、政治の民主化が始まった。党禁、報禁の解除、反対政党結成、1987年7月の戒厳令解除に至った。政治関係の街頭大衆運動回数は、1985年の7件から戒厳令が解除された後の1987年の119件²⁾まで増えた。権利を獲得するため、政権への不正追求、消費者、婦人、環境、市民、文化、学生運動といった形態で民主化を要求したとも指摘されている³⁾。1991年の反乱鎮定動員時期臨時条項の破棄、国会全面改選から大統領直接選挙までの一連の政治改革が行われ、政治による制度改革が可能となったと思われるようになった。教育改革運動もこの時期で始まったと思われる。

その端を発したのは1994年4月延べ三万人が参加したデモ「教育改造四一〇全民大結合」活動と言えよう。「小規模の学校、学級を」、「教育現代化の推進」、「高校、大学の増設」、「教育基本法の制定」の四つの要求が訴えである。

リーダーの一人である黃武雄氏の著わした「台湾教育の再建」⁴⁾では、自ら運動について次のようにコメントし

している。要約して訳すと、次のようにある。我々は四十年間近くの政治戒厳生活を経て、大きな夢を見る勇気を失い、ある日夢が叶えるなんて想像すら出来なくなっていた。これらの訴えは単なる空想ではなく、高速鉄道の四、四兆元やF16戦闘機の一、五兆元の予算に比べれば、大したことではない。「小規模の学校、学級を」、「高校、大学の増設」は要求の重点だと思われがちだろうが、実は教育環境の改善などは単に必要条件にすぎない。「教育現代化の推進」こそが核心である。それはまずひとつは主体的な発展と参加を重視し、個性の差や社会各階層とくに弱者を尊重する主体的教育のこと、もう一つは教育機会を提供し、教育の質を高め、国民に自由に選択できるようにさせることである。「教育基本法の制定」という訴えは四十年の政治戒厳からなる権威主義を脱却させる為、それに前述した教育現代化の理想を具体化させる為、立法を通じて行政当局を監督しようとするものである。

今回の運動は政府案への反対等のような従来の受身的なやり方に代わって、民間が主体になって提案していく点においては画期的である。この運動の訴えについて、反対か賛成かはともかく、人々は討論や思考の過程を通じて成長していくに違いない。この運動は単なる改革のスタートでしかないと説明した。

確かに、今まで山積みした教育問題を誰もどこからどう着手すればよいかは分からぬ。それだけの人数を集めることができたのは必ずしもすべての団体がその訴えに対して強く共感したとは限らない。寧ろ、この機会を利用して、各自の教育への不満を発散しようとする人々のほうが圧倒的に多かったと考えられる。変革の必要があると考えてはいるものの、今まで言えなかった人、政治、行政関係者、学者、社会一般に発言の契機を与えた点においては成功したと言えよう。実際、反響は予想以上に広かつた。ここ数年間、教育の各側面に関する一連の改革・法改正・立法が進められた。

中央では、日本の臨時教育審議会のように、1994年9月に行政院直属の「教育改革審議会」が設置され、民間の教育改革ブームへの対応を急いでいた。1994年旧「師

範教育法」の「師資培育法」への改正により、多元的な教員養成が各大学で可能になった。1995年度から、検定版教科書の発行が許可された。1996年12月2日に初回の「教育改革審議会」答申⁵⁾が提出された。大凡民間の要求に対応する形で纏めたものだと思われる。各県にも教育改革関係運動団体が組織され、積極的に公聴会に参加し、提言しているようである。行政院は1998年5月29日に、教育改革に関する法改正や制度改革のプログラムである「教育改革行動方案」を作り、「教育改革審議会」の提言に対応して改革を進めていた。

III. 現行の教育法制

最近改正された法令の内容を見てみよう。1999年6月に成立した教育基本法では教員、子ども、保護者及び学校の教育権について次のように規定されている。

「教育人員の職務、待遇及び研修等の権利義務は、法律をもってこれを定める。教員の専門的自主権を尊重しなければならない。

子どもの学習権及び教育を受ける権利は国が保障しなければならない。

学校教育段階内においては、保護者は子どもを助け導く責任を負い、子どもの最善な福祉の為、法律の定めるところにより、教育方式、内容の選択及び学校教育事務への参加の権利を有する。

学校は各級地方政府の法による監督の下で、地域発展の需要に合わせ、良好な学習環境を提供しなければならない」(第八条)。

ここでは、すでに改革を先行された保護者の参加制度⁶⁾を追認する形で、法律のレベルで父母の「学校参加権」、を明文化した。教育方式については、既に幼稚園の段階で「児童教育券」制度が実施された。在宅教育方式も各地で公聴会を開き、検討されているようである。「学校選択権」については、台北市の小学校を例として、二十校程度で通学区域の限定されない大学区制度が実施された。満員の場合は抽選で決めることになっているようである。

自治体で「教育審議委員会」を設置することを次のよ

うに規定している。この条文は地方教育行政への参加についての規定であろうと考えられる。現在、各自治体で条例を作成しているようである。

「直轄市及び県(市)政府は教育審議委員会を設置し、定期的に会議を開かせ、教育事項の審議、諮問、調整及び評価等の任務を負わせなければならない。」

「前項のいう委員会組織は直轄市及び県(市)政府の長または教育局局長を召集人とする。委員会の構成は教育学者専門家、保護者組織、教員組織、教員、地域、マイノリティー、教育及び学校行政人員代表を含ませなければならない。その設置条例は直轄市及び県(市)政府が定める。」(第十条)

第十六条「現行法の改正」で、「この法律の施行後、本法律の定めるところに基づき、関係する教育法令の修正、廃止または制定をしなければならない」とし、この基本法のもつ効力を明確にした。

基本法では、このほか、教育行政の地方分権、学校自治、義務教育年限、学校設置の自由等に関しても規定している。

1999年2月修正された「国民教育法」では、学校の校務会議について次のように新たに規定している。

第十条では「小学校及び中学校に校務会議を置き、校務に関する重大事項について議決する。校務会議は校長により召集し、開催される。校長、全専任教諭若しくは教員代表、保護者組織代表、職員代表をもってこれを組織する。其の構成員の比例は学校を設置した各級所管教育行政機関が定める」というふうに決められた。

第八条二項では「小学校及び中学校用教科書は各学校校務会議の制定した規約に従って、校務会議が公開の方法をもって、これを選定する」と規定した。

第九条では、校長について次のように規定している。小学校及び中学校においては校長一人を置く。校務を掌る。校長は任期制の専任で、同一の学校では一回限り再任することができる。直轄市立、県(市)立、師範校院及び教育院系を設置した大学の付属小、中の校長は直轄市政府教育局、県(市)政府、大学の組織した「選考委員会」が、公募の応募者、予備研修合格者、満期になろうとす

る現職校長或いは校長経験者の中から選考した後、直轄市政府教育局、県(市)政府、付属学校をもつ大学学長が任命する。「選考委員会」では保護者組織代表の参加が必須であり、其の比例は五分の一を下回ることができない。「選考委員会」の組織及び運営方法は委員会を組織する機関、学校が定める。

「教師法」(法律1995年8月)では、教員の身分、教員組織、採用等について規定している。各学校で組織した「教師評審委員会」が教員の採用を行うことになっている。その条文は次のようにある。

「第十二条、採用—教師評審委員会の審査を経て、校長が任命する。」

「第十四条、免職—教師評審委員会三分の二以上の出席、半数以上の可決」

免許制を規定する「師資培育法」に適用される有資格者の採用はこの教評会の審査を通さなければならぬ。旧「師範教育法」で養成された師範学校の卒業生は「仲介採用」という方法を取っている。

教師法の委任で作られた省令である「高級中等以下学校教師評審委員会設置辦法」(省令1997年3月版)では、「第二条、高校以下学校教師評審委員会(以下本会とする)は左に掲げた事項を任務とする。

- 一、 教員採用の審査に関する事項。
- 二、 教員の長期採用期間の制定に関する事項。
- 三、 教員解雇、契約中止及び契約不継続の審議に関する事項。
- 四、 教員の手当付き解雇の原因認定審査に関する事項。
- 五、 教員が本法の規定する義務及び雇用契約に違反する際の評議に関する事項。
- 六、 其の他法令の規定により本会の審査を経るべき事項。」

というように教評会の任務を規定している。構成員は次のようにある。

「第三条、本会は五人～十九人の委員から構成される。委員会を組織する方法は次のようである。

一、 教員代表とは、管理職または理事を兼任してい

ない教員から選出する代表を指す。其の人数は委員総額の二分之一を下回ることはできない。但し、教員の数が委員総数の二分之一より少ない場合はこの限りではない。

二、 学校管理職代表とは、校長及び教員を本職と為す管理職または理事を兼任する人員より共同で選出される代表を指す。

三、 家長会代表とは、家長会により選出される代表を指す。其の人数は一人。前項第一款のいう教員代表には学校教師会代表を少なくとも一名含ませなければならない。但し、学校教師会のない学校はこの限りではない。

決定については、「第七条、本会の決議は下記の何れかに該当する場合を除き、委員の二分之一以上の出席、出席委員の半数以上の同意を以って成立する。可否同数の場合は主席により決定する。

一、 教員の長期聘任事項を審査する場合は全委員の三分之二以上を通過しなければならない。

二、 本法第十四条第一項第六款、第八款事項を審議する場合は全委員の三分の二以上が出席し、且つ出席した委員の半数以上の同意でなければならぬ。」としている。

校長が委員ではない場合は、「本会の審査（議）に対して異議がある場合は理由を説明し、前条の規定による再審査を一回限り本会に要請することができる」としている（第八条）。

本会の委員は「委員本人または其の配偶、五親等内の血族、三親等内の姻親或いは斯様な親族関係のあった者に関する事項を審査する時、自ら迴避しなければならない。」（第九条）

校長は必ずしも委員ではないこと等で、後に紹介するように各集団のトラブルのもととなった為、1999年5月19日に修正され、「校長、家長会代表、教師会代表」の三者はそれぞれ1名の当然の代表が保障されるようになった。

国民教育法が修正された後、校務会議が議決機関となった為、その整合性が考慮され、教評会の代表選出方法

は校務会議で決めるように修正された。

最近作られた教育関係法令では、校長、教員、保護者のそれぞれの代表に関する記述は意識され、条文に入れられている。例えば、「教師輔導與管教学生？法」（省令1997年07月16日）を例として、第二十一条では、学校は「校長や教頭」（単位主管）、家長会代表、教師代表及び学生代表を集め、本？法の規定により共同で「学校輔導與管教学生要點」（学校規約）を制定しなければならない。」としている。

第二十二条では、学校での奨励や処罰に関する事項は「学生獎懲委員会」を設置しなければならない。其の組織、奨励または処罰の基準、運用方法等についての規定は各学校が単位主管、家長会代表、教師代表及び学生代表を集め、共同で制定する。

第二十七條では、学校では「学生申訴評議委員会」（申し立て委員会のこと）を設置しなければならない。其の組織及び評議規定は大学と専科学校を除いて、高校以下の学校においては、各自で制定する。」とし、同様に各集団の代表を集め、共同で作ると規定している。

IV. 現行教育法制の下の様態

台北市教育局発新聞で次のような記事があった。昨日（1998年8月14日）開かれた台北市立小学校校長会議で、台北市教育局が校長、家長会及び教師会の鼎立時代到来に備えて、小学校校長全員に「障害のないコミュニケーション」（溝通無障礙）という書物を贈呈した。局長は「対話と調整を重視し、小学校経営の方向を把握し、経営に心掛けて努力してほしい」と述べた。

局長は「ここ数年教育をめぐる環境生態の変化が相当大きい。学校毎に家長会、教師会が校庭に加入し、学校に新たな活力を注入した。保護者及び教師に校務に参与させ、意見を述べるチャンネルを提供した。しかし、相互の関係が不調和ならば、延いては対立するならば、校務の推進に悪影響を及ぼすことになるだろう」と話した。「校長には三足鼎立との事実を受け入れる必要があり、適切に経営の心構えを調整し、充分に対話と調整に対応し、家長、教師の参加する範疇を拡大させ、三者の

共通認識を集約してからこそ、校務推動が成功でき、順調になることができるだろう。」とアドバイスした。

ここでは、幾つか最近の事例を挙げて、校長、教員、保護者の三者鼎立時代と言われる現在の問題を見ることにする。

全国家長联合会は 24 日一部の保護者を集めて、教育部で陳情し、「校园掃黑」⁷⁾を進め、学校からセクハラ教員、体罰教員を追い出してほしいと教育部に訴える。陳情に反対する保護者グループと教育部の入り口で対峙していた。これに対応する教育部官員は、いわゆる不適任教師について、教育部は学校教評会が教師法の規定により処理するよう期待している。但し、教育部としても不適任教師についての判定は慎重に行われるべきだと強調している。⁸⁾保護者も 1 枚岩ではないことを如実に伝えている事件であった。保護者組織と保護者個人との間で、要求のずれが生じる場合の対応として、組織の代表性と意見の集約方法が検討されることになるだろう。

校長選考に関して、校長、教員、保護者集団のそれぞれの反応を見てみよう。

国民教育法が改正された後、小中学校長は選考方式で行われるようになる。20 日台北市教育局で開かれた西区小学校校長会議で、校長の選考方法が議論の話題となつた。昨日(20)午前、中正、中山、大同、萬華区からの約四十名余りの小学校校長、大同小学校に集まり、1 日の集中討議を開いた。各界に校長の行政專業を尊重するよう呼び掛けている⁹⁾。

数多くの小学校校長は、校長の労働権と尊厳は尊重されるべきであると考えているようである。教員のポストに戻る時、重大な違法や失職が認められない限り、教評会は拒否すべきではない。これは校長に対する最小限の尊重であると話している。校長選考措置は漸進的な方式を持って実施されるべきである。このほか、校長らは教育局に対して、毎年行われる校長選考の採用者数は需要を適切に反映させるよう、校長退職或いは異動の可能性を充分配慮し、混乱を生じさせないように、前もって計画を立てたほうがよいと期待している。

校長任期の計算について、校長の多くは四年の任期制

に賛成している。一方、「法令の基本原則は、過去まで適用されるべきではない。新しい選考制度を新任校長のみ適用させるように検討できないか」と考える校長も少なくない。少なくとも任期の計算上では、法令の修正され告示された時点に遡り、リセットして計算すべきではないかとの意見もある。

校長の多くは「修正国民教育法の趣旨に忠実に各学校設で選考委員会を設置しないように教育局が組織るべきだ」と主張している。校長達は構成員について家長会代表、教師代表、校長代表、学者専家代表、教育局代表等「バランス」を取ってそれぞれ五分の一については賛成している。

校長らは「教育変革の最大的な時期で、関係教育法令の修正が相当多い。教育法令の修正の過程中では、かなり多くの圧力団体が介入する。保護者、教師が相当団結している。積極的に立法機関に働き、よって、かなりの法令の修正は現行体制に、相当大きな衝撃を与えることになった。しかも、校長及び行政人員の意見を取り入れていないことは明白だ」とし、「校長達は団結し、合意を作り、力量を集中させなければならない。校長版の「校長選考条例」を提案し、自らすんで教育部、教育局と会談し、教師分級制や教員評価を含む措置についても、校長に配慮するよう働きかけなければいけない」と呼び掛けている。

台北市中小学学生家長会聯合会の理事長林文虎一行三十人は 8 日午後前台北市長と会談し、教育改革は穩健に遂行されるべきであり、学校運営の安定の為、現段階では、校長選考委員会を各学校で設置することは適切ではないと述べ、学校家長会による同意権行使するか或いは選考委員会の中で学校家長会代表を置く必要があると主張した。市長は「校長選考委員会の構成は家長、教師、学者専家及び行政代表の参加を重視するだろうし、地域の特性を反映させるため、学校家長会代表を置くかどうかについて検討するだろう。」とし、「すべてを单一の集団に決めさせるのは不適切だ。保護者、教師、学者、専門家、行政人員が共同で参加することは、討論の時、異なる観点や意見を提供でき、決定をより厳密なものにさ

せる為であり、「バランス」の問題ではない。」と話した。

10)

結果的に、暫定ではあるが、台北市教育局の「小中学校校長選考暫定措置」(委員会規則)では、選考委員会の構成を、学者1人で、行政、校長、教員、保護者の代表が3人ずつ入る形にした。しかし、代表は保護者代表の一部を除いて、市教育局が選ぶとの意外な結果となった。現在のように各集団が活発に争う時期では問題はないかも知れないが、将来的には選出方法について更に細かな手続きを規定する必要があると思われる。

1999年8月19日の台北市教育局新聞では次のような報道があった。台北市で実施された初回中学校小校長選考作業は昨日(19日)午後今年度最後の中学校小校長就任式が行われ、正式に終了した。昨日の就任式中で、金華、忠孝計二校の中学校、民族、河堤、信義、大同、万興、興徳、忠孝、溪山計八校の小学校新任校長が発表された。今回の選考において、任期満了し、再任を申請しなかつた重慶中学校現校長吉靜嫻及び再任の同意を獲得できなかつた桃源小学校現校長王茂男については、教育局により松山高中、健康小学校への配属を決めた。

教育局によれば、開校まで僅か二週間しかないが、教育局は既に前もって各校に職務代理制度を要請してきた為、学校各項開学前の準備は既に持続的に進行中にあるものの、これらの新任校長は発表後に速やかに交代すると共に状況把握に勤めることになるそうだ。教育局によると、金華中学校元校長周?維は目下既に西松高中校長として聘用された為、金華中学校校長の空きは再選考を経て、元忠孝中学校校長張岳仁が後任となることと市長により確定した。そして、忠孝中学校は候用校長姚台雄(元双園中学校教務主任)より後任。

小学校の部分では、民族、河堤、信義、大同、萬興、興徳等六つの小学校元校長は既に前回の選考に参加し、聘用を獲得した為、再度選考を経て、それぞれ石兆蓮(元忠孝小学校校長)、?小萍(元日新小学校総務主任)、邱英平(元興雅小学校輔導主任)、宋德發(元大湖小学校教務主任)、黃萬成(元溪山小学校校長)、蘇福壽(元旧莊小学校総務主任)に、これにより生まれた忠孝、溪山両小

学校校長の空は再度の選考を経て、並び市長の確認を経てそれぞれ瞿徳淵(雨声小学校総務主任)、施能杰(元西松小学校教務主任)に決定した。

今回の選考で満期になり、再任の申請をしなかつた及び再任の同意を得られなかつた校長については、修正告示実施された国民教育法施行細則では「現職校長で教師資格を有し、且つ本法第九条二項により、再度教員になろうとする者は、主管教育行政機関により指定された学校に赴任することができる」との規定がある為、教育局は兩解任校長の意向を理解した後、重慶中学校元任校長吉靜嫻は松山高中に輔導教員として配属し、桃源小学校元任校長王茂男は健康小学校の教員として配属した。只、彼の豊富な管理職経験に鑑み、開校後では陽明山にある教師研習センターで教員研修業務の推進に協力し援助する立場として勤務するようお願いした。

次は、現職教員の仲介採用問題、配置換えについての例である。やや過激とも見受けられる教員組織の一つである流浪教員協会の「728 教員聘用及び教評会弁法改正公聴会」記録を整理したものが次のようである。

7月28日午後2~5時、立法院群賢樓第一会議室で、教育部中教司長、国教司副司長、林煌科長等の教育部官僚、朱惠良、陳景峻、黃昭順立委、穆?珠等の国会議員、流浪教員協会代表、各区分会長、基層教員協会代表、全国教師会代表、震鐸学会丁志仁、教評会制度を支援する団体等が出席した。協会の記録によれば、議論の焦点となつたのは1、教師法及び関係法規が修正されるまで、仲介採用を継続的に実施する可行性。2、旧来あった冬休みの二次仲介を復活させる可行性。3、何故、小中学校で今年代用教員の空きが多い。教評会が故意に隠匿するのではないか。4、「教評会設置弁法」の改正及び教評会が違法な場合の行政罰則作りの可能性について。例えば、「強制解散」或いは「違法決議無効」等。5、師範系公費予備教員を各学校評議会の選考に参加させる案について検討する。一人で両方の機会を取るのが問題ではないかとの問題である。6、新竹市三民国中、北市民族國中の違法却下事件へのその後の対応について、教育部官僚に説明するよう求める。7、「教師法及施行細則」の修

正可行性についての検討などである。

教員仲介採用制度による配属が不正採用となる原因ではないか(震鐸学会丁志仁)との質疑に対して、流浪教協(尤偉瑜分会長)は証拠を出してほしいと述べ、対立した。

元台北市教師会理事長高永遠は、教員仲介採用は不適任教員が至る所に流動する制度だと話した。この発言に対して、「不適任教員が至る所に流動することがあれば、それこそ教評会制度がまったく機能していない証拠だ」と協会関係者が反論した。

新竹市三民国中教評会は高雄市正興國中から仲介で選考対象となった教員を第二専門の実力に問題があることを理由に採用しない件で議論した。陳朝松会長はこんな理由で教員を拒否することは違法失職であることが明白だと抗議した。台北市教師会元理事長高永遠は法に則っているので、問題はないとコメントした。今回新竹三民中学校教評会の拒否する主な理由はなんと呉教員の専門教科の教員としての経験はないからだと実際に可笑しい。「師培法」は「免許制度」に着目したのもではないか?と協会関係者が話した。

三民国中事件は只冰山の一角だ。教員に本業に従事させないで教評会の活動に翻弄されることは、教育にとって害が大きい。既に全校の校務会議で教員の声が反映できるので、蛇足な教評会組織はいらないと主張している。

北市家長会聯合会理事許永佳は今回のような盛大な会合に参加できて光栄だ。教員らの利権を争奪するような「人生色々」を見ることができるから悪くはないとかからかった。仲介採用は保護者の権益を犠牲するような制度だとコメントした。

台中県教師会理事長楊再呈によれば、独自選抜は下記ような利点がある。

1. 学校の需要に適合する。
2. 情実人事の弊害を除去できる。
3. 必要のない行政事務と活動を減らせることがある。
4. 教員の流動率を低下させ、学校の安定な発展を維持する。
5. 都会と僻地の差を縮小させる。

①について流浪教師会は教員仲介採用制度も同じ効果

がある。しかも教員仲介採用と合同選抜を経る場合は、特定の人の為に「採用条件」を作る疑いがなくなる。②についてはその逆なのではないか。③に関して、減らせる所か、教員にまで余分な苦労をさせることになる。④については、因果関係はまったくない。⑤に対して、一旦僻地に行ったら戻れそうもない状況で、進んで僻地の学校に応募する人なんていないと反論した。

流浪教協は、若し教評会制度を修正し、合同選抜を行えば、次のような利点があると訴えている。

1. 情実人事や不正を防止できる。
2. 行政事務の簡略化。
3. 学校での政治派閥闘争は避けられる。
4. 教員は無駄足に悩まされない。
5. 働地学校への教員配属もでき、空きはあっても応募者がいないという状況がなくなる。

結局、現職教員仲介採用問題について合意に至らず、8月1日午前10時、「流浪教師協会」の集めた教員達が教育部に終結し、「我々は家に帰りたい」を題として立法院までデモ行進をし、教育部に四つの要求を提出して陳情した。

- (1) 憲法の保障する労働権及び生存権に基づいて、「仲介採用制度」を継続させる。
- (2) 師範系公費予備教員の仲介より先に、現職教員の仲介作業を実施する。公費の予備教員の仲介は「特殊な僻地学校或いは教員不足地域」への配属に限る。
- (3) 教育部は「教評会設置?法」のほかに、「教評会のモデル議事規則」を制定すべきだ、以って「各級学校教評会議事手順」を規範し、基本的な「手続き的正義」を維持すべき。「教評会設置?法」を修正し、「教評会」が「仲介作業を教育局に委託するか否か」については事前に「校務会議或いは臨時会で公示し、全校教師に周知させる」との文言を入れるべき。

- (4) 教育部は各県市全面的に強制的に「XX県(市)教評会聯合甄選委員会」を成立させ、組織設置に関する省令を作り、以って学校教評会の不正や情実採用を根絶する。

国会の文教族議員への流浪教師の陳情内容は主に次の

ようである。

「教師法」の全面改正、「教評会設置? 法」の破棄、「教評会の代わりに校務会議で」、学校毎に「教師会」の設置を強制。「教師会理事長」を「校務会議の当然の主席」とする。校長は「教師会」に入会してはいけない。主任¹¹⁾は教員の身分で加入できるが、教師会理事長となることはできる。「教師会理事長兼校務会議主席」は加給されるべき。各学校校務会議代表により構成された「○○県(市)合同選考委員会」で「新入教員及び代理代課教員選考」を行うよう改めてほしい。教師会理事長を校務会議の当然の代表とする。

時代を逆行するような主張が目立つ。今年の中学校教員仲介採用の成功率は29%、小学校教員のは69%と満足げに、「介聘作業」を回復させることに本協会が最も役に立ったと述べ、教員の参加を呼び掛けている。本協会は教育界の警察として、毎日のように「教育改革」と叫びながら、権利ばかり争う「教改人士」と闘争し、厳しく「教評会」を「監督」し続けるとのことである。

「学校教評会に仲介採用拒否との決議を出されたらどうする?」とのマニュアル¹²⁾を作成し教員向けに宣伝している。それによると、解決法として、「(1)各校教評会による独自の選考に参加する。但し、無駄足の確率は大。(2)「全国教師会」今年の「インターネットでの仲介採用申し込み」に留意する(3)来年を待つ。「仲介採用」の決議を出させるよう積極的に教評会に働きかける」とのことである。具体的な法的措置を取る手順をも紹介している。

次は、台中市萬和中学校事件についてである。

台中市萬和中学校では、校長の指示に反発して、教員が集団的に事務用デスクを廊下に運び、抗議をした事件が連日報道されていた。中国時報台中発 1999年9月14日社会面では、「連日の抗争の末、学校が平穏を取り戻した。教育局は学校教員が提出した校長の不適任理由を調査し、冬休み中に校長選考委員会に渡して評議してもらうと述べた」との記事があった。

教員を率いて生徒に謝る教師会準備会主任委員楊境浤は「この抗争事件について一部の保護者は違う意見をも

っており、生徒の教育を受ける権利を侵害したとしているので、保護者と子ども達に謝ることにした」と話した。

楊境浤は校務会議で「不適任校長」の決議が出された後、速やかに教育局に処理してもらおうとしている。現在は教務主任(教頭)が校務の代理をしている。

藍武雄校長は「不適任校長だと教員に認定されるのが遺憾だ。受け入れられない。違法なことはしていない。言葉遣いが上手ではないだけだ。教育理念は人それぞれだ。「協同教学」の為、教員の事務用デスクを教室に移す件については正しいやり方だと今でも確信している。教員が校長を罷免でき、校長が不適任教員を解任できないなんてこと有りうるのか?異議あり。校長選考委員会による評議の結果を待つことにする。校長としてやれなくても教員として教育に貢献していくつもりだ」と話した¹³⁾。

従来通りに職員室で活動したがっている教員の希望に対して、すべての事務を教室で処理することによって生徒にもっと近づけることができ、意思疎通が図りやすくなるというのは校長の言い分であった。教員らは教科担任と学級担任に互いに監視させる為のやり方だと反発していた。校長の時代への認知が不足していることが問題であろう。この事件は、生徒の為とは言え、意図はどうであれ、教員との間に意思疎通や合意なしには実行できないことを伝えているように考えられる。

中時晚報の社説(1999年9月13日)では、「問題校長は如何に処理するの?」と題して、コメントしている。

「まず、今年から中等以下各級学校校長は学校単位で選考となり、現行の中小学校教員採用は学校教評会が行うこととなっている。校長は必ずしも教評会委員とは限らない。従って、教員と校長の意見が相違な場合、衝突が起こる。学校は行政と教育の対立する場と化することはもはや避けられない。」

その次、教師の自治組織が多いし、制御不能である。現行の教師組織は教師法の規定通り、教師が教師会を組織でき、教評会と校務会議に参加できる。学校自治組織は学校運営にとっての利点も欠点の両方から検討しなければならないように思われる。」

V. 今後の改革方向と課題

今回の改革では、学習権等の理念を実定法で規定した。教育行政の民主化、学校の自治、参加制度等の法制化がもたらした変化により、時には、利権争奪にも見受けられるが、関係者らが一層権利を意識し、主張するようになるに違いない。法による改革を意識した運動団体の活動に対して、保護者集団が権利を獲得しようと、いち早く団体行動を起こした。これに対して、教員組織も犯されつつある権限、権利を保持しようとして、しっかりした組織を作るようになった。校長集団の反応はこれらの動きに続いた形となっている。学校では、従来の官僚型校長より、経営者としての側面がますます要求されることになるだろう。

台北市で現在制定中の「学校校務会議条例」草案を例として見ると理解できるように、現在では、教員集団、保護者集団、校長集団とそれぞれの意見を取り入れながら、妥協や合意を作り、法改正をしなければ通せない時代となっている。三つのバージョンでの各自の思惑がはつきりしているように見える。

台北市家長会連合会版では、「校務会議は学校規模により、十一人～二十九人の代表で組織され、任期一年、構成員は次のようである。一、校長。二、管理職教員代表三人～九人。三、一般教員代表三人～九人。四、家長会代表三人～九人。五、職員代表一人。」と提案している。保護者、管理職、教員のそれぞれの代表者数は同数としている。

台北市教師会版では、構成員を十一至三十五人とし、配分は「一、校長。二、管理職教員代表三～四人、教務処、訓導処、総務処、輔導室代表各一人。三、一般教員代表三～二十人。四、家長会代表三～九人。五、職員代表一人。」となっている。

台北市中学校長版では、校長は当然の代表であるとして、学校規模により十三人～三十一人の代表を校長が左に掲げた人員の中から選任する。構成は「一、管理職教員代表、三～九人。二、一般教員代表、三～九人。三、家長代表、三～九人。四、職員代表、三人。」となって

いる。

このように、一つの法令を完成させるには、少なくともこれらの集団に関与されなければ、決められない。教育改革は基本的には民衆統制の方向に向かっているように思われる。教育基本法と修正国民教育法に関連した法改正は今後も続くだろうと予想される。台北市家長会連合会は法律レベルの「家長参加法」の制定を要求している。台北市家長協会の方は市条例としての「家長参与教育事務弁法」案を作成した。内容は広範囲にわたって保護者の権利を拡大させようとしている。これに対する教員、校長等の抵抗は必至であろう。その際、どの程度で子どもの利益を考慮しながら、当事者の利益を争うかは注目される。

-
- 1) 徐南号「台灣教育史的回顧与展望」徐南号編「台灣教育史」師大書苑 1993 年 1 月 224 ページを参照。
 - 2) 若林正丈「台灣一分裂国家と民主化」東大出版会 1994 年 4 月 20 日 226 ページ
 - 3) 石田浩「戰後台灣政治と經濟の変容」日本台灣学会報第 1 号 1999 年 5 月 25 日
 - 4) 台湾教育的重建 1995 年 遠流出版
 - 5) 「教育改革総諮詢報告書」
 - 6) 公立学校の保護者組織を規定する「台北市小中学校学生家長会設置弁法」(台北市条例 1994 年 10 月 5 日)では、新たに「学校、教員と子ども、保護者との間の争議を処理すること」、「保護者組織が代表を選任し、校務会議に出席すること」(以上新条例十三条)という文言が追加された。台湾省では 1997 年に似たような条例が制定された。
 - 7) 問題教員追放という意味で使われている。「掃黒」という言葉は本来、暴力団追放運動の時に使われていた。
 - 8) 中国時報 1999 年 8 月 25 日社会面
 - 9) 1999 年 4 月 20 日付台北市教育局新聞稿
 - 10) 1999 年 6 月 8 日付台北市教育局新聞稿
 - 11) 教頭にあたる学校管理職である。学校規模にもよるが、国民教育法の規定によれば、教務、訓導、補導、

総務の4人となっている。

12) <http://www.tacocity.com.tw/>

13) 中国時報時論広場 1999年09月14日付

The Background and the Course of Legislation Regarding to Educational Reform in Taiwan

Kenko Kaku

This thesis studies the background and the course of legislation pertaining to the educational reform in Taiwan. The careful studies of the new laws such as the Educational Institution Law, the Fundamental Law of Education, and Teachers Law, will clarify the needs and the demands of the current educational environment and the relationship among principles, teachers, and parents in Taiwan.